

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託公募要領

1. 事業名

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託
(以下、「自動販売機設置及び管理業務」という。)

2. 事業の趣旨

本校飲料等の自動販売機設置及び管理業務は、緊急災害時における飲料の無償提供並びに学生及び教職員への福利厚生を主たる目的とするものである。高等教育機関での自動販売機の設置・運用を行うという趣旨を逸脱することなく運用すること。

3. 事業の内容

飲料等の自動販売機の設置、管理運営（自動販売機の種類、設置台数、設置場所は、別紙1のとおり）（ただし、たばこ酒類及び同種類似品の販売は禁止する。受託者は自らの名義で行い、委託者の名義は使用してはいけない）

4. 事業期間

平成26年1月1日から平成29年3月31日までの期間における本校での自動販売機設置及び管理業務を委託する。

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、平成31年3月31日までとする。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41条）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成26年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 自動販売機の設置、運営事業について3年以上の実績を有し現在も継続中であること。
- (5) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒323-0806

栃木県小山市大字中久喜771番地

小山工業高等専門学校総務課用度係

電話：0285-20-2130

FAX：0285-20-2881

E-mail：youdo@oyama-ct.ac.jp

- (2) 企画提案書の提出方法

① 提出方法は、紙媒体を7部と電子媒体1部（E-mailも可）を送付又は持参すること。

送付

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。

- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。

- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

持参

- ・受付時間：平日8時30分～17時00分（12時15分～13時00分を除く）

- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。

- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○ E-mail

- ・提案につき送信1回で上記(1)のアドレス宛に送信する。
- ・送信メールの題名は、事業名によること。
- ・添付ファイルは、わかりやすいよう事業者名等を付けて、下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

②電子データについて

- ・電子データを送付又は持参する場合は、CD-R、DVD又はUSBメモリーにて提出すること。
- ・ファイルの形式は、原則として一太郎形式又はワード形式とする。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提出すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、本要領、企画条件及び審査基準を熟覧のうえ提案しなければならない。
- ・企画提案書作成要領に基づき作成すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨単位で表記し提出すること。

(3) 提案内容

- ・企画提案書には、次の内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。

a. 必要条件

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦別紙2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。

b. 評価項目

①緊急災害時の対応

緊急災害時の飲料等の提供方法及び機能を表すこと。

緊急災害時に提供できる災害支援備品、物品等や災害時情報発信機能がある場合は具備等の状況や地震や台風等の災害時にライフラインが遮断された場合の供給方法や対応等を説明すること。

②販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）

販売商品の賞味・消費期限管理、食品衛生管理体制などについて説明すること。

③販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制

速やかな補充体制が整っているか説明すること。

④自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法

処理、リサイクル方法等を説明すること。

⑤クレームに対する対応方法

対応を説明すること。

⑥設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル

省エネ（節電）、環境対応（スクール環境に馴染むデザイン等含む）レベルにより配点するので、詳細を記入すること。

設置する自動販売機は、新品、中古を問わない。

⑦商品の種類

どのようなメーカーのどのような種類の商品が扱えるか一覧表等資料で示すこと。

季節による商品の種類も示すこと。

- ⑧ 一度に販売設定できる種類の数
1度に販売設定できる種類の数を示すこと。
- ⑨ 便益性
機能として備えていれば電子マネー等のキャッシュレス対応
- ⑩ 売上手数料
毎月の売上の5%以上を手数料として計上してください。
- ⑪ 販売価格
希望小売販売価格の20円以上割り引いた価格を提示してください。
- ⑫ その他自動販売機設置・運営等に関する特筆する提案

(4) 提出書類	
① 企画提案書	7部
② 会社パンフレット・概要（経歴、事業内容及び規模等が分かるもの）	7部
③ 直近3年の各会計年度における決算関係書類（決算報告書の写）	7部
④ その他提案に際し、必要と思われる資料、パンフレット等	7部
⑤ 自動販売機の設置、運営事業についての実績一覧	1部
⑥ 資格審査結果通知書（写）	1部
⑦ 公募要領5の(1)、(3)及び(5)に該当しない者であることを誓約した書類	1部
⑧ 販売する商品により許可が必要な場合、過去の販売及び営業許可証の写し	1部
⑨ 参考見積書（本事業を受託する場合の売上手数料の割合がわかる見積書）	1部

(5) 企画提案書の無効	
企画提案書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。	
・公告及び本要項に示した参加資格のない者の提出したもの	
・件名のないもの	
・下記6.(6)の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの	
・虚偽の内容が記載されている提案書（契約締結後であっても虚偽が判明した場合は、契約を解除する。）	
・その他提案に関する条件に違反したもの	

(6) 企画提案書等の提出期限等	
期限：平成26年10月 6日（月）17時00分必着	
提出先：上記(1)に示す場所	
(7) その他	
・企画提案書の作成費用については、選定結果に拘らず企画提案者の負担とする。	
・提出された企画提案書等については返却しない。	
・本校が必要と認めた場合は、書類の追加提出及びヒアリングを求めがあるので、応じること。	

7. 選定方法等

(1) 選定方法	
別紙1に記載している全ての自動販売機を一括して受託する。	
選定委員会において、提出された企画提案書等の内容を審査基準に基づき選考を行う。	
(2) 審査基準	
別途定めた審査基準のとおり	
(3) 選定結果の通知等	
・選考終了後、7日以内に全ての企画提案者に結果を通知する。	
・選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。	

8. 契約締結

選定委員会において選定した者を契約予定者として決定する。また、契約については、その者に見積書を提出させ、本校の予定価格を下回る場合は、次順位者に見積書を提出させる。

9. 契約に係る情報の公表

契約者が国立高等専門学校機構と一定の関係を有する者（機構の役員経験者が再就職していること、又は課長相当職以上の経験者が役職等として再就職していること）である場合には、機構から契約者への再就職状況等について公表を行うこととしているので、当該情報の提供に協力すること。

詳細については、以下を確認のこと。

<http://www.kosen-k.go.jp/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf>

10. スケジュール

- (1) 公募開始：平成26年 9月22日（月）
- (2) 公募締切：平成26年10月 6日（月） 17時00分
- (3) 選考終了：平成26年10月14日（火）
- (4) 契約予定者の決定：平成26年10月14日（火）
- (5) 契約締結：選考終了の日から7日以内
- (6) 契約期間：平成26年11月1日から平成29年3月31日まで

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、平成31年3月31日までとする。

11. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
また、これにより難い特別な事情が生じた場合は、委託者及び受託者間で協議し、定めるものとする。
- (2) 緊急災害時の対応について、本校と「緊急災害時における飲料提供に関する協定書」を締結すること。
- (3) 事業期間の更新

第1期間：平成26年11月1日から平成29年3月31日までの期間における本校での自動販売機設置及び管理業務を委託する。

（第1期間経過最終年において事業見直し検証を行い事業目的趣旨 実績等を照らし、勘案し、特に差し支えがなければ継続して業務委託を行う。（差し支えがある場合は改善を図るよう勧告し、さらに改善がみられない場合は再公募することとする）

第2期間：平成29年4月1日から平成31年3月31日とする。

（第2期間は、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、平成31年3月31日までとする。）

自動販売機設置場所等

別紙1

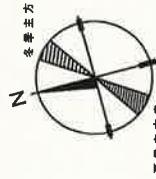
番号	設置場所	屋内・屋外	台数
①	一般・管理棟	屋外	2台
②	一般・管理棟2階	屋内	1台
③	電気・物質工学科棟	屋外	1台
④	電気・物質工学科棟2階	屋内	1台
⑤	専攻科棟	屋外	2台
⑥	テニスコート前	屋外	2台
⑦	第一体育館前	屋外	2台
⑧	学生寮食堂前	屋内	1台
計			12台

(注意)

1. 設置場所は、別添図面及び本校担当者に確認し指定された場所に設置すること。
2. 設置場所は、利用可能なスペースが限られる場合がありますので設置場所を本校担当者に確認すること。

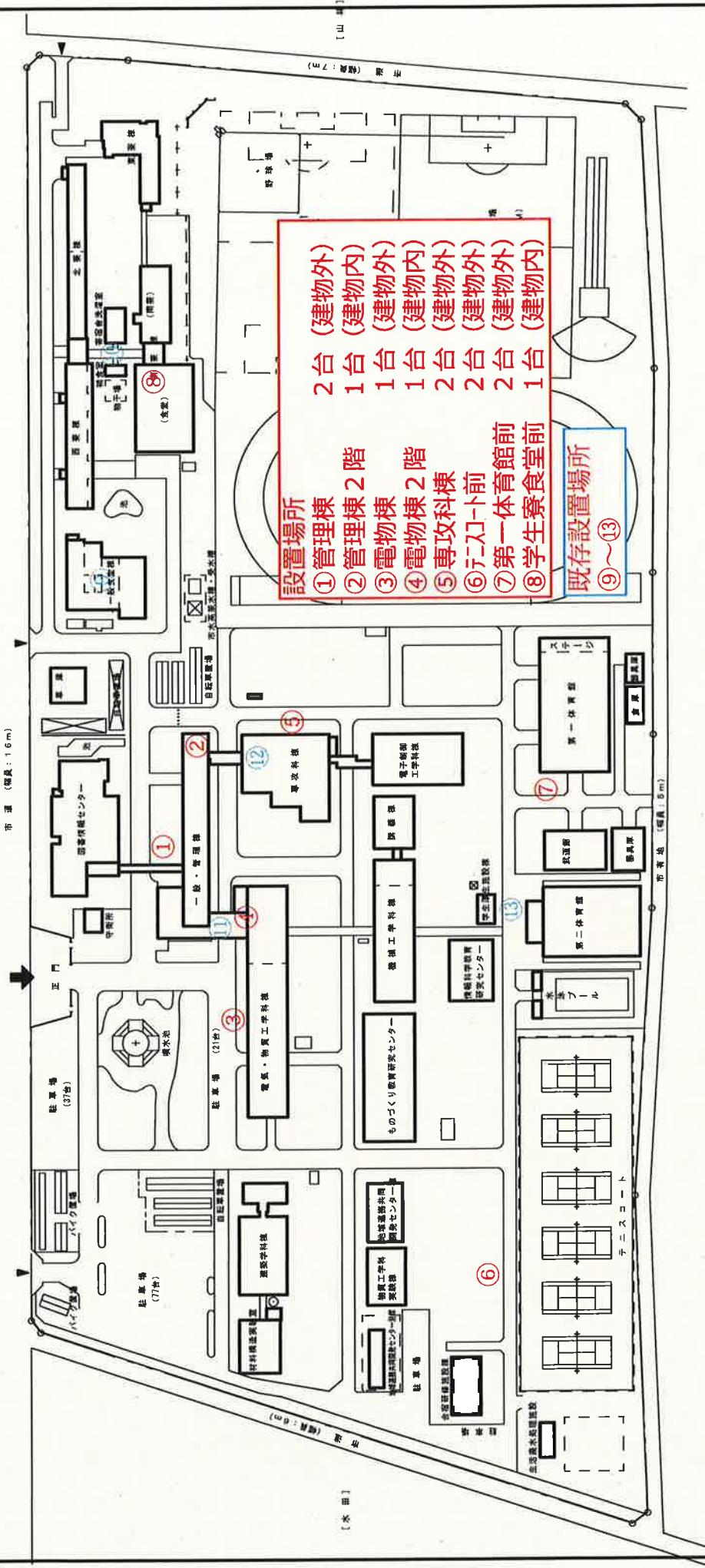
様式 B-4 別紙1 図面

(注) 図面の設置場所は、大凡の場所を指定しておりますので、詳細な位置は、担当者に確認すること。



[自転車整備工場]

[自動車整備工場]



[山形] 小山工業高等専門学校 配置図

[山形] 缩尺：1/2000



事業名 小山工業高等専門学校

配置図 1/2000

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件

1 事業の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務は、緊急災害時における飲料等の無料提供並びに学生及び教職員への、福利厚生を主たる目的とするものである。

2 事業の内容

独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務
(自動販売機の種類・設置台数・設置場所等は別紙 1 のとおり)

3 契約期間

平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間における本校での自動販売機設置及び管理業務を委託する。

ただし、本契約期間満了 3 ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に 1 年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4 禁止事項

- ①たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ②受託者は、一切の商取引を、自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

5 自動販売機の設置及び維持管理運営

自動販売機の設置運営業者は、自動販売機の設置及び維持管理運営を自らの責任で行うこと。

- ①設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとすること。
- ②防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ③自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ④常に販売商品の賞味・消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。衛生管理及び感染対策については、関係法令等を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行うこと。
- ⑤販売品の安全確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ⑥自動販売機のメンテナンス、点検を定期的に実施し、故障等が生じないよう配慮すること。
- ⑦販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入、廃棄物の搬出にかかる時間又は経路については、学生・教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入・搬出に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑧代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。
- ⑨自動販売機に併設した場所に、販売する容器の種類（缶・ペットボトルなど）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、自動販売機の設置運営業者の責任で回収すること。
- ⑩自動販売機及び回収ボックスの周辺は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑪自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自販機に明示すること。

- ⑫販売商品は、自動販売機の設置運営業者の提案によるメーカーの物とするが、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。
- ⑬販売価格は、希望小売販売価格の20円以上割り引いた価格とすること。
- ⑭販売する商品により関係法令による許可が必要なものは、許可を取ること。
- ⑮自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本学からの要望がある場合には、本学担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。
- ⑯販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本学又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。
- ⑰本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。
撤去、設置にかかる費用は受託者が負担すること。

6 販売手数料

自動販売機の設置運営業者は、四半期ごと、売上高に一定の割合を乗じた販売手数料を本校に納付すること。

- ①自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の10日までに本校に報告すること。
- ②販売手数料は、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。

7 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う土地建物賃貸借料は免除する。

8 必要経費

自動販売機の設置及び維持管理運営に要する下記費用は、自動販売機の設置運営業者が全額負担する。

- ①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移動費等は自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ②自動販売機の設置運営業者は、自動販売機設置に伴う光熱水料を本学が指定する口座に期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。
- ③本校が指定した分電盤から自動販売機用の電源を取ること。電源の取付費、現状回復に係る費用等は、自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ④検針のための子メーター、子メーターの取付費、現状回復に係る費用等は、自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ⑤その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、自動販売機の設置運営業者が負担する。

9 原状回復

自動販売機の設置運営業者は、契約期間が満了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには、速やかに原状回復すること。

10 その他

①契約期間の更新

第1期間：平成26年11月1日から平成29年3月31日までの期間における本校での自動販売機設置及び管理業務を委託する。

(第1期間経過最終年において事業見直し検証を行い事業目的趣旨 実績等を照らし、勘案し、特に差し支えがなければ継続して業務委託を行う。(差し支えがある場合は改善を図るよう勧告し、さらに改善がみられない場合は再公募することとする)

第2期間：平成29年4月1日から平成31年3月31日とする。

(第2期間は、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、平成31年3月31日までとする。)

②この企画条件に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議する。